

# 農林委員会議録第十四号

昭和二十七年十二月二十二日(月曜日)  
午後二時五十一分開議

### 出席委員

- 委員長 坂田 英一君
- 理事野原 正勝君 理事原 健三郎君
- 理事平川 篤雄君 理事井上 良二君
- 理事足鹿 覺君
- 青木 正君 秋山 利恭君
- 小笠原八十美君 高見 三郎君
- 中馬 辰猪君 寺島隆太郎君
- 松野 頼三君 金子興重郎君
- 高瀬 傳君 中村 寅太郎君
- 川俣 清音君 芳賀 貢君
- 山本 幸一君 中村 英男君

### 出席政府委員

- 農林事務官 長谷川 清君
- (畜産局長)
- 食糧庁長官 東畑 四郎君

### 委員外の出席者

- 農林事務官(畜産局飼料課長) 花園 一郎君
- 専門員 難波 理平君
- 専門員 岩隈 博君
- 専門員 藤井 信君

十二月二十二日

飼料需給安定法案(小笠原八十美君外十二名提出、衆法第二三三号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件  
飼料需給安定法案(小笠原八十美君外十二名提出、衆法第二三三号)

○坂田委員長 これより農林委員会を開会いたします。

この際お知らせいたします。本日小笠原八十美君外十二名提出、飼料需給安定法案が本委員会に付託になりました。これより本案を議題といたし審査を進めます。まず本案の趣旨について提出者の説明を求めます。寺島隆太郎君。

### 飼料需給安定法案 飼料需給安定法

**第一条** この法律は、政府が輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うことにより、飼料の需給及び価格の安定を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。  
(定義)

**第二条** この法律において「輸入飼料」とは、輸入に係る麦類、ふすま、とうもろこしその他農林大臣が指定するものであつて、飼料の用に供するものと農林大臣が認めたるものをいう。  
(飼料需給計画)

**第三条** 農林大臣は、毎年、輸入飼料の買入、保管及び売渡に関する計画(以下「飼料需給計画」といふ)を定める。  
(飼料の買入)

**第四条** 政府は、飼料需給計画に基づき、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第十一条第二項の規定により大麦及び小麦を買い入れる。外輸入飼料(大麦及び小麦を除く。以下本条において同じ)を買い入れることができる。

**2** 前項の規定による輸入飼料の買入は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができる。  
(飼料の売渡)

**第五条** 政府は、飼料需給計画に基づき、その買入れた輸入飼料を売り渡すものとする。

**2** 前項の規定による輸入飼料の売渡は、入札の方法による一般競争契約によらなければならない。但し、政令で定める特別の事由があるときは、指名競争契約又は随意契約によることができる。

**3** 第一項の規定により輸入飼料の売渡をする場合の予定価格は、当該飼料の原価にかかわらず、国内の飼料の市価その他の経済事情を参しやくし、畜産業の経営を安定させることを旨として定める。

**4** 第一項の規定による輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡については、食糧管理法第四条ノ三第一項の規定を適用しない。  
(売渡の附帯条件)

**第六条** 政府は、前条の規定による輸入飼料を売り渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る輸入飼料(これを原料又は材料として製造した飼料を含む)の譲渡又は使用に關し、時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附するこ

とができる。  
(飼料の需給がひつ迫した場合の特例)

**第七条** 政府は、国内の飼料の需給がひつ迫し、その価格が著しく騰貴した場合において、これを安定させるため特に必要があると認めるときは、飼料需給安定審議会に

はかり、その所有に係る小麦を売り渡す場合において、その相手方に対し、その小麦から生産されるふすまの譲渡又は使用に關し、時期の指定、価格の制限その他必要な条件を附することができる。  
(飼料需給安定審議会)

**第八条** この法律の適正な運用を図るため、農林省に飼料需給安定審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

**2** 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、飼料の需給及び価格の安定に關する重要事項を審議する。

**3** 審議会は、飼料の需給及び価格の安定のために必要な事項に關し、農林大臣に随時意見を述べることが出来る。

**4** 審議会は、農林大臣及び委員三十人以上をもつて組織する。

**5** 委員は、飼料に關し学識経験のある者又は飼料の關係業者及び關係行政機関の職員のうちから、農林大臣が任命する。

を代表する。  
**8** 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

**9** 委員は、非常勤とする。  
前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。  
(委任事項)

**第九条** この法律において政令に委任するもの外、この法律実施のための手続その他その執行について必要な事項は、農林省令で定める。  
附則

**1** この法律の施行期日は、公布の日から起算して百二十日をこえない期間内において政令で定める。  
(食糧管理特別会計法の改正)

**2** 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則として次の一項を加える。  
飼料需給安定法(昭和 年法律第 号)の規定による飼料の買入、売渡、保管又は検査に關する一切の歳入歳出は、当分の間本会計の所屬とする。この場合において、第二条、第三条、第六条第一項及び第六條ノ五中「食糧」とあるのは「食糧及飼料」と読み替へるものとする。

**3** 農林省設置法の改正  
(農林省設置法の改正)

農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のよ

うに改正する。  
第四号第三十八号の次に次の一号を加える。  
三十八の二 飼料需給安定法（昭和三十八の二）に基  
和 年法律第 号）に基  
き飼料需給計画を定めること。  
第四号第四十七号の次に次の一号を加える）  
四十七の二 輸入飼料の買入、保管及び売渡を行うこと。  
第三十四号第一項の表中  
「中央作況 農作物の作況決定に  
決定審議 関する重要事項を調  
査審議すること。」  
会  
「中央作況 農作物の作況決定に  
決定審議 関する重要事項を調  
査審議すること。」  
会  
飼料需給 飼料需給安定法によ  
る飼料の需給及び価  
格の安定に関する重  
要事項を審議するこ  
と。  
に改める。

○寺島委員 提案者を代表いたしましたし、一言飼料需給安定法案提案理由の説明を申し上げます。  
ただいま議題と相なりました飼料需給安定法案に関して、提案の理由を御説明申し上げます。  
飼料の国内需給の現状を見まするに、供給量は需要量に対して相当の不足を告げておりますために、その格償は必ずしも低廉とは申せないのがあります。特に一部の主要飼料については、生産と消費との時期にずれがあつて、価格の季節的変動が著しいのであります。また、飼料の輸入に關しましては、国内価格の安定に欠けるとこ

ろがあつて、民間輸入に至つて低調な状況であります。しかして、畜産業の現状よりいたしまするに、専業者はもろろん、一般畜産家におきましても、自給飼料の生産はまだまだ十分でなく、経営の中において占める飼料購入費の割合はきわめて大きく、飼料価格をできるだけ低位に安定しなければ、その発展向上を見ることは至難と存せられるのであります。政府が現に実施中の畜産振興計画におきましても、飼料問題の解決なくして、その完遂を期することはできません。  
以上申し述べました事情のもとにおいて、飼料価格を安定し、引下げまするためにはいかなる方法をとるべきかといひまするに、まず何よりも供給の絶対量を増加することがかんじんであると思つております。従ひまして、当面のきよな要請に應じ、政府は、食糧管理特別会計をして輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを行われしめ、飼料の需給及び価格の安定をはかり、もつて畜産の振興に貢献せしめようとして本案を提出することとした次第であります。

次に法案の主要な内容を申し上げます。  
まず、政府の買入れ対象は、農林大臣が飼料の用に供するものと認めた輸入にかゝる麦類、ふすま、とうもろこし及び農林大臣の指定する飼料といたしてあります。しかして、輸入飼料の買入れ価格については、別段の規定を設けておらないのであります。政府所有飼料の売渡し価格に關しましては、国内の飼料の市価等を参照し、畜産業を安定させることを旨として農林大臣が定めまする予定価格によらしめるこ

といたし、できるだけ安価な飼料を供給するよう期待したのであります。しかして、飼料の需給が逼迫し、価格が著しく騰貴した場合の特別の措置として、政府が所有する小麦を売り渡す場合、相手方に対して、その小麦から生産されるふすまの譲渡または使用について、時期の指定、価格の制限等の条件をつけ得ることとしたのであります。  
なお本法の適正な運用をはかりますために、農林省に飼料需給安定審議会を設置せしむることいたしました。  
以上が、本法の概要であります。会期切迫の折柄ではあります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決を賜わらんことをお願い申し上げます。次第であります。

○坂田委員 これより質疑に入ります。通告がありますのでこれを許します。金子興重郎君。  
○金子委員 今の食糧問題を解決する上に畜産の重要性といふことは申すまでもないことではあります。それに対して非常な隘路となつておられます飼料の需給調整がはなされて以来、畜産農家が購入飼料の騰貴によつて非常な困難を來しておるといふ現実におきまして、毎国会この飼料問題が出て來るのであり、前々国会におきましても、不幸にしてこれらの法案といふものが日の目を見ず今日に至つておるわけであります。そこで私も、従前通り今国会にも飼料需給調整法案といふものを提案しておるわけであります。そこでそれに先だつてたゞ飼料需給安定法案といふものが上提されたのであります。これは本来のあり方とするな

らば、今度の安定法の考え方と、たゞいまわれわれが提案しました需給調整法の考え方と両方の特徴なり、欠陥なり、あるいは行き過ぎなりを調整いたしまして、そして各党共同提案によつて行くことを私も一番理想の形として望んだのであります。ここに飼料需給安定法案が先に上程されましたゆゑに、その法律の重要な点數箇所に対して私どもの疑問を解きたいと思つてあります。

まず第一に、この飼料需給安定法案は第一条、第二条の点にも書いてある通り、輸入飼料といふものを対象にしてこの安定をはかる。輸入飼料の買入れその他の操作によつて国内飼料の価格並びに需給の安定をはかる。こゝういふことをねらつておると思つてあります。これは後に入れたといふ第七条によると、ときには国内飼料も扱えるかのようにも見受けられるのであります。この法律では、あくまで輸入飼料といふものだけを対象にして立法の基礎を考へておつたかどうかといふことを質問したいと思います。  
○寺島委員 本法につきましては、ただいま御質疑の通りでございます。輸入飼料に対する措置をもつばら考慮しておるのであります。さりながら必要に應じましては、第七条に掲げておりますような国内のものにつきましても及ぶことがあるのであります。建前といたしましては、あくまで飼料の安定した需給を考へておる次第であります。

○金子委員 第七条に国内の飼料の需給が非常に困難あるいは逼迫を來したときには、政府の手持ちしておるところの、小麦の副産物であるところのふすまをさしておると思ひますが、これらのものを、この安定物資の一つの対象にするといふことをうたつてあります。この扱ひ方条項であるとか、あるいは買上げ条項といふような字句には、常に輸入飼料、輸入飼料といふふうにしてあるものであります。その法律と別に独自の立場で働くわけですか。ほかの条文には全部輸入飼料を扱ひ下げる場合にはどうか、輸入飼料を買ひ上げる場合にはどうか、輸入飼料を買い上げる場合に入つておるわけであります。そうしますと、今の国内産のふすまを買い入れるといふときには、この七条の問題は、買入れも売渡しも別個な立場で、ほかの条文とは關係なしに働くのであります。その点を承りたい。  
○長谷川政府委員 便宜私からお答えを申し上げます。  
今提案されております法案の趣旨は、ただいま寺島さんのお話になりましたように、輸入飼料を中心に需給の安定をはかるというところが、それであると考えられておる。しかしそのみによつては本法の目的を達し、たい場合にございまして、第七条によりまして、国内産のものにつきましても、その需給の調節をする措置をとり得ることの例外的規定を設けられたものであるといふふうには解釈しておる次第であります。  
○金子委員 例外規定でありますけれども、もしこれを適用いたした場合には、国内産の飼料といふものは、現実政府の手持ちの中に生れて來るわけです。そうすると、個々の売渡しのときや何かのときに、第五条とか、あ

るいは第六条というふうなこの条文は、輸入飼料を買い上げる場合だと、輸入飼料を払い下げる場合にはどうということだけしか書いてないわけですね。そうすると、国内産飼料に対して、売渡しとか、買上げというように形式はいろいろな形で起るかということも、別な解釈になるということも申し上げておるわけがあります。

○長谷川政府委員 お話の通りに、本法の全体の建前は、輸入飼料については規定をしておるのであります。ただ第七條に關しましては、政府は特に必要がある場合におきましては、その所有にかかるとして賣り渡す、そのときにおいて、相手方に対し、その譲渡または使用に關し必要な条件を付することができる、こういうふうになつておるわけでありまして、第七條に關します場合に限ります。輸入飼料以外において政府の所有しておりますところの飼料につきましても、今申し上げましたような条件を付することができるというふうになつておる次第であります。

○金子委員 この問題はちよつと御理解願ひにくい問題でありますけれども、考え方によつて非常に重要なポイントでありますのでお尋ねしたいと思ふのは、問題は、この法律というものは輸入飼料を政府が買い上げた、あるいはそれを払い下げたりする問題を中心にして規制しておるわけでありませう。そうしますと第七條という特例を設けて、これを買い上げる場合には政府が買い上げることもある。政府が買い上げる場合には、それは国内飼料なからず、輸入飼料を払い下げる場合と、輸入飼料を払い下げる場合と、この二つは国内飼料には当てはまるか、当てはまらないか、こういうこ

とです。言いかえれば、かりにこれを私の考へておる点に對して當てはめてみればこういうことなんですか。これは意見になりませんが、私は一つの例として申し上げるのでござります。今度の輸入飼料という限定期を、輸入飼料は、輸入飼料といふこの字句を、かりに特定飼料といふふうな形にして、そうしてもし国内飼料といふものをすくその特定飼料に入れないでおくという、いわゆる今あなたの方でお出しになつた法律と同じような立場に置くならば、特定飼料といふ名前にしておいて、そうしてその特定飼料の指定は審議会がやる、そうして審議会はさしあたり輸入飼料を對象にする。国内全体の需給が合はなかつたときにはその特定飼料の中に、農林大臣は国内のものも入れる、こういうふうな見解の上になつては、今言うような疑義はなくなるわけですね。ですからさういふふうな考へ方はできないか、實際においては、当您において国内飼料といふものを農林大臣が特定飼料の範圍に指定しなければ今のままになつておるわけですか。そうすると非常のとき今あなたの方の七條といふものの特例を施行しなければならぬような場合は、審議会が国内飼料もこの際特定飼料の中に入れる、そうしてまた全国の需給調整をにらんで、その必要があると見たときには、農林大臣は入れるという、かりにさういふふうな考へ方になれば、ここに輸入飼料を払い下げるときには、輸入飼料を買い上げる時にはさういふふうな法文をここに置いて、ただ七條だけを獨立に働かせるという考へ方ではないか、特定飼料といふものは全体にどの法文も引つかかつて生きる、但しその

指定にあたつて今の国内ふすまといふものをすくさうすることは困るといふような今の安定法の考へ方であるならば、国内飼料といふものを特別指定から除外していいなら問題はいいじゃないか、その方が法として活用の範圍から見ても、今後の重要性から見ましても、非常にすんなりした形がとれればせぬか、これはあなたの方で私の質問がよく了解にならぬと思うから例をあげて申し上げたわけですね。その点に對して御意見いかがですか。

○長谷川政府委員 御承知のように、飼料の需給上現在一番困つておりますのは、輸入飼料が計画通りに入つて来ないといふことが飼料の需給調整におきましても、また価格の調整におきましても、最もポイントをなしておる点でありますので、本案におかれましては、その点を中心になつておいて、輸入飼料を確保しようといふことを考へる必要があると思つておるものであります。もちろん国内産飼料につきましても、これに何らかの規則を加える必要が考えられますので、従つてその点を考慮せられまして、第七條が規定されておるものと考へるものであります。第七條は、これは政府が買い上げるというふうな措置を考へておるものではないかと考へておるものでございませんで、政府が所有しておりますところの小麦を払い下げます場合に、それから発生いたしますふすまについて、その譲渡または使用に關し、時期の指定、価格の制限、その他必要な条件を付そう、こういう考へ方に相なつておるのであります。お話のように輸入飼料及び国内飼料全部を政府で買い上げまして、これを配給統制するといふ

ことももちろん考へ方として成り立つと思ひますし、徹底して配給統制をする場合には、さういふ方法があり得るといふふうに私たちも考へるのであります。現在の段階におきましては、先ほども申し上げましたように、さういふ考へ方は、飼料の配給を徹底的に統制してやろうという場合には一応考へられると思ひますが、この法律の国内飼料に對します考へ方は、政府がふすまを買い上げて配給統制しようといふことを、この法律はねらつておらないようでありまして、ただ政府が払い下げます小麥から生産されるふすまについては、必要な条件を付することにござります。飼料の価格の安定をはかる、さういふことをねらつておるといふように考へておる次第でござります。

○金子委員 局長は私の話したことをそのままおにとつてない。輸入飼料を中心にしてこの法案が出たということは、さつき言った通りなんです。しかし七條の問題まで、国内飼料まで考へるといふならば、考へるから第七條を入れたんでしよう。それだけ考へるならば、私も今国内飼料をすく入れろといふ、全部買い上げるということを一つも言つておるのではない、さういふことを言つておるのではない、特定飼料といふ名前にしておいて、さうして農林大臣は今の段階において輸入飼料を調整することに依つて、目的が達せられると思つたら、輸入飼料だけを特定飼料に指定すればいい、それがもつと強化されなくてはならぬといふことになつたならば、国内飼料もこれに入れるといふこともあるいはあり得るかも知れぬ。私は今ここで国内飼料を全部買い上げる、配給統制にしるということを中心とする意味ではなくて、輸入飼料の法律という考へ方ではなくて、特定飼料という考へ方をしておけば、さういふ法律の幅が広がらないか、あとで苦勞せぬで済むんじゃないか。この考へ方なので

す。それがいいか悪いかということについてのあなたの意見を聞いておるのです。

○長谷川政府委員 先ほども申し上げましたように、特定飼料といつた場合には、国内の飼料をも買上げ配給をするという考へ方は、飼料の配給を徹底的に統制してやろうという場合には一応考へられると思ひますが、この法律の国内飼料に對します考へ方は、政府がふすまを買い上げて配給統制しようといふことを、この法律はねらつておらないようでありまして、ただ政府が払い下げます小麥から生産されるふすまについては、必要な条件を付することにござります。飼料の価格の安定をはかる、さういふことをねらつておるといふように考へておる次第でござります。

○金子委員 あなたは私の質問を曲げてばかりいるからだめなんです。私は国内飼料を買い上げて払い下げるのとつも主張しておるわけなんです。ただ輸入飼料に對する法律ということではなく、飼料問題の解決のために飼料全体の安定をはかるというならば、特定飼料といふ名前にしておいて、当您は今あなたの言うような状態であるならば、輸入飼料だけを特定飼料に指定しておいたらいい。もしもつと非常事態が来たならば、国内のものも入れられるようにしておいて、今入れるといふことを言つておるのじゃない。従つてこの法律をことさらに輸入飼料に限定した狭い考へ方をしないで、さういふ法

律ではどこが悪いか、あなたの意見を聞きたいというのです。

○長谷川政府委員 私はこの法案の趣旨を御説明申し上げておるのでありますが、この七条がねらつておりますのは、一条の輸入飼料に対する考え方とは違つたのでございまして、七条は全面的に政府がふすまを買い上げるといふことを考へておらないようでありまして、しかし今お話のように、国内のものをも全部買い上げるといふことになりません、特定飼料ということにいたしまして、輸入飼料に限らず、国内産の飼料をもここに含めておくと、これは、考え方として成り立ち得る、こういうふうな考へるのであります。したがつて、この際をこまごま一挙にやる必要があるかどうかという点につきましても、いろいろ提案者にも御意見があるのではないかと、思つておる次第でございます。

○金子委員 どうしてもあなたの答えはすつきりとわからない。これでこの問題に関する限り押問答をやめますが、この飼料需給安定法などというものは、この名を通りだすとすれば、飼料需給安定のためにする輸入品に対する処置をきめる法律ということになるわけですか。

○長谷川政府委員 その点は輸入飼料が計画的に輸入せられるということであり、国内飼料の需給の安定は期せられるものであるというふうな考へておるわけでありまして、  
○金子委員 このことは時間を空費しますから、私には了解できないけれども、これで打切つておきます。  
次に、今のこの法律は輸入飼料対策

としての法律なのか。もしそうならば、飼料安定法なんというものはまづつばではないか、そんな飼料安定法という大きな看板をかけたつて、輸入飼料に対する処置法ではないわけですか。そうでなくて飼料安定法という幅の名前をつけるならば、これは私はいくらも申し上げるならば、国内飼料をすく買上げて、すぐ配給しろということとはいつとも言つておらないのです。ただ飼料安定法という法律であるならば、幅を広くとつて、輸入飼料であるとか国内飼料というふうな言葉でなく、特定飼料という名前にしておいて、その特定として指定するのは、現段階においては外国飼料だけとすれば、今の法律案と同じ取扱いということになるわけですか。あとは指定しないでおけば、国内飼料は放任されておる、そういうふうな幅のある法律にした方がよいのではないかと、聞いておるが、あなたは常にその問いに対する答弁を逃げておるから、これは聞いてもしかたがないから言わぬ。

そこで第二の問題といたしまして、第六条に「政府は、前条の規定による輸入飼料を売渡す場合には、その相手方に対し、売渡に係る輸入飼料（これを原料又は材料として製造した飼料を含む）の譲渡又は使用に關し、時期を附することができ、この場合、その項があるのであるが、もし、そういう必要なる条件を付しまして、私がそれを守らなかつたときにはどうなるのですか。

○長谷川政府委員 第六条の必要なる条件と申しますのは、ある契約の相手方に対しまして、違約金の徴収であり、また、あるいは次の回における原料の売渡しの停止等の措置を考へておるのであります。もし相手方がその条件に違反をいたしました場合には、おきましては、違約金を契約に従つて取上げる、あるいは次の原料の売渡しのときにその相手方に抵下げをしないというふうなことを考へておる次第でございます。

○金子委員 今あなたの答弁によると、それに違約した場合には、違約金を徴収するとか、あるいは次の抵下げの指定を取消すとか、あるいは次の抵下げがあるのですが、それはこの法律のどの条文にあるのですか。

○長谷川政府委員 第六条の必要なる条件と申しますのは、ある契約の相手方に対しまして、違約金の徴収であり

ますとか、あるいは次の回における原料の売渡しの停止等の措置を考へておるのであります。もし相手方がその条件に違反をいたしました場合には、おきましては、違約金を契約に従つて取上げる、あるいは次の原料の売渡しのときにその相手方に抵下げをしないというふうなことを考へておる次第でございます。

○金子委員 今あなたの答弁によると、それに違約した場合には、違約金を徴収するとか、あるいは次の抵下げの指定を取消すとか、あるいは次の抵下げがあるのですが、それはこの法律のどの条文にあるのですか。

○長谷川政府委員 第六条の必要なる条件の中にそういうことを契約いたしましたら、その契約に基いて、今申しましたような措置をいたしたいと考へておる次第でございます。

○金子委員 これは自由にするのだ、いわゆる統制はいけないのだという一つのものの考へ方に基礎を置くならば、政府がやはり物資を払い下げるのに、特定の用途とか、あるいは配給の方法であるとか、時期であるとかいうようなことを指定すること自体が少しおかしいのであります。しかしこれはせつかく財政資金を使つて輸入した貴重な飼料でありますから、これを中間の利潤の対象物にせず、末端の畜産家のために、一定の価格で届けるということが目的でありますから、この条件を付することは私は賛成なのであります。しかしながらあなたはこの契約条項の中にそれを入れるというお話をありますが、それは私としては非常に弱いのではないかと、むしろその

二なら二に違約条項というものはつきり入れるべきじやないか。違約した場合にはどうするのだというのを立法化したらどうか。それはあなたが契約書の中にそれを入れるというのと、それを立法化するということと、どこに違ひがあるのですか。やることは同じじやありませんか。ただ事務的に事務屋が契約書の中に書くのと、ここに法律でこういうふうな違約した場合に次の抵下げをせぬとか、あるいはどうか、違約条項がたいの法律ならばあると思うのであります。その違約条項を入れることに對してあなたはどういう考へ方ですか。

○長谷川政府委員 違約いたしました場合に、法律の罰則規定でこれを取締るといふことも、確かに有力なる一つの方法であると思つて、ただ一般的な社会立法と違ひまして、経済行為を規律する経済的立法でありますので、契約上相手方に制裁を加えることができません。それが一応の効果を期待することができ、あえて罰則の規定までを経済立法に織り込むことはどうかという考慮から、こういうことになつておるのであるというふうな考へる次第であります。

○小笠原(八)委員 いろいろ御質問があつたやうであります。この制裁に對しては法律問題に對しての御質疑があるやうであります。これは前々から飼料問題解決のためには、農林委員の諸君が、各派においてもいろいろな角度から御研究なされて来たことであるから、何となく御承知のことと思つて、何となく今日に今日を勢めて来たのであります。ただこの一角の問題

の御質問に對して答へるには——ただちに法律をもつてこれに制裁を加えるというよりも、この法律さえきまれば、これに違反した者に對してはいろいろな角度から制裁を加える。今長谷川君が言つた通り、払い下げの制度をやめてみたり、あるいはまたその他買上げを停止してみたり、いろいろな方法で制裁を加えれば十分だ、別段あらためて法律をつくらなくても、目的さえ達すればそれで十分なりという考へから、これをくり始めたのであります。その点金子君も賛成で、十分御承知のことと考へておりますから、そういうふうな解釈を願ひたいのであります。

○金子委員 たいい小笠原さんがおつしやるように、何とかしなくちやならぬというのを真剣に考へればこそ、私もこうして真剣になつて質問を申し上げるのであります。それから運用上契約書でやればどうかというふうなことは、それは法律にうたつてはならない条項であるかどうかというのを聞いておるので、法律にうたつた方がすなおじやないか。行政的にやれることだつたらば、契約書でうたつたつて、法律でうたつたつて、實際の制約の面は同じじやないか。しかも法律でうたつた方がすなおです。ですからそういう意味で、それは法律にうたつてはいけなから、これは法律にうたつては法律にうたわれないのだということとを納得の行くように説明願ひたい。

○小笠原(八)委員 それは法律にうたつたことは一向さしつかへありませんけれども、法律に何か制裁を加えるやうな条項を加えるよりも、契約であるやう

の御質問に對して答へるには——ただちに法律をもつてこれに制裁を加えるというよりも、この法律さえきまれば、これに違反した者に對してはいろいろな角度から制裁を加える。今長谷川君が言つた通り、払い下げの制度をやめてみたり、あるいはまたその他買上げを停止してみたり、いろいろな方法で制裁を加えれば十分だ、別段あらためて法律をつくらなくても、目的さえ達すればそれで十分なりという考へから、これをくり始めたのであります。その点金子君も賛成で、十分御承知のことと考へておりますから、そういうふうな解釈を願ひたいのであります。

が、その他の方法によつて飼料のこの法案の目的を達し得られる今日の事情にあることは、金子さん十分御承知の通りだから、そういうことで解決をつけておく方が至当なりと考えた次第であります。

○金子委員 全体的な抽象論につきまして、観念的な考え方は、だれも一致しておるのではありません。ただそれを具体的な方法に表わすのがこの法律なのでありまして、考えていただけでは実行できない。問題は、法律に表わして、これを実行するところにあるわけです。実行するところになりまして、その法律によつて実行された結果が、できるだけ最小の国家資材なり、最小の労力で、最大の目的を達するようになるといふことを念願するの、私はこの法律の真意だと思つたので申し上げるのですから、そういう意味で別に私はこれに反対しているわけでも何でもない。同じ百億なら百億の政府資金を出したら、的確にこの目的が達せられるようにしたいから私も申し上げていくわけですから、法律にした方がいいか悪いかということについては、的確な御答弁がないようであります。時間を空費しますし、ほかに質問者がたくさんありますから、私はあと二、三要点だけ質問して、私の質問を一応保留しておきたいと思つた。

もう一つは、ただいまの説明によりますと、契約条項の中に、時期とか、あるいは価格の制限とか、いろいろなものを入れるというふうなお話でありましたが、その結果をどういうふうにしてとりまとめたいのか、はたしてその通り守つたか守らぬかという見返りがこの法律には少しもないわけであ

りますが、それはどういふふうな考え方でございませうか。

○長谷川政府委員 報告の義務に關しまして、やはりこの制限その他必要な条件の中に入れて、必要な報告を聴取することができるといふふうに考えられております。

○金子委員 この理論は、これ以上御質問しても、さつきのところを堂々めぐりすると思つたから、この問題は一応保留しておきます。

それから政府が、いろいろ民間に対してこうした政府財産を払い下げるときに、今度政府は外国飼料なら外国飼料をどういふ団体に何トソくらい払い下げたかということに、注意力が増す、またそれに対する矛盾を解決する方法はあつたかと思つて、こういう政府の大切な金を使つて輸入したものを払い下げるのでありますから、政府は、どういふ団体に、どれだけの価格で、どういふ条件で払い下げたかということ、やはり国民に公示すべきだと思つたが、その点もこの法律にうたつておりませんが、そのうたわぬ理由はどういふ点にありませうか。

○長谷川政府委員 お話の通りに政府が特定の目的をもつて払い下げたものでありますので、その払い下げました結果、すなわちどういふ相手方に、どういふ値段で、どういふ数量を流したかということ公表いたしますことは、非常にけつこいなことだと思つておられるのであります。ただその点につきましては、現在食糧庁が払い下げておられます食糧につきましてもその公表をやつておるのでありますので、あえて法律の規定を要しませんので、事実上そ

ういふことはやりたい、またこれでやれるというふうな考へる次第であります。

○金子委員 この問題につきましても、今の御答弁では満足できないのであります。やはり私の考へたいし、ましては、はつきりこの法律で、払い下げたときには公表しろということをやつたときであります。またそういう条件はほかの場合にもたくさんあると思つたので、そう考へるが、それは意見になりますから控えておきます。

それから審議会条項がここに十まで大分こまかく入つていようでありますが、飼料関係業者及び関係行政機関という中に、消費面を代表するものはこのどこに考へているわけですか。

○長谷川政府委員 この飼料関係業者という中には、飼料の生産者、輸入業者、配給業者のほかに、飼料を使ひます使用者の代表につきましてもこれに入るものだと考へておられます。

○金子委員 そうしますと、この審議会は、飼料の需給、及び価格の安定のために必要な事項に關し、ということになりますと、払い下げの時期とか価格とかいふものも、当然審議会の審議事項に關すると思つたが、そのうち、一体飼料の關係者、えき屋さんなんか入れたら、えらい矛盾じゃないかと思つたが、この点はどういふ見解を持つておられますか。

○長谷川政府委員 この委員の中には、ここにもありますように、飼料の關係業者のほかに、飼料に關する學識経験者、あるいは關係行政官庁の者等も含まれるのでありますので、皆さん御協議を願えれば適當な結論が出るも

のだ、こういうふうな考へます。

○金子委員 この法案がこういふふうにして難航していることにも、業者の大きな力が働いていることはわかつておられるので、今この審議会で価格をきめたり、方法をきめるのに、また飼料の配給關係の、いわゆるえき屋關係業者を入れて、それをきめるということ、これは若干私には納得できない。しかしそれ以上は意見になりませんので、そこで私は時間がきようはずれておりますし、他に質問者があると思つたから、独占することは恐縮に存じますので、私の質問を一応保留いたしまして、次に進んでいただきたいと思つた。

○足鹿委員 提案者でも政府でもけつこうですが、主として法律ができませんと政府が運営に當られるのでありますから、政府からお伺ひしたいと思つた。私のお伺ひしたいと思つたことは、先刻金子委員がお尋ねになつて、若干重複する点もあるかと思つたが、観点が若干違ふ点があると思つたから、もし重複しておりましたらお許しをいただきたい。大体四つの点を大きくお伺ひしたい。第一は、この飼料価格が高騰したときにはこの法律がどういふ効果をもたらすか、この措置が不徹底だと思つたが、この点について伺ひたい。第二点は、予算上の措置にかつてはどうか、畜産小委員会で話があつたかもしれません。全体のわれわれの委員会としては聞いておられません。第三点は輸入飼料の売却の点について、非常に私はこういふ規定の仕方ではおもしろくないと思つた。そういう点。最後に今金

子さんからもありました審議会の構成と運営という点を、大体大まかに四つの点を伺ひたいと思つた。

まず第一の飼料の価格高騰に対する措置ですが、現在飼料が高騰しておるというところは、原因は絶対量が足りないからです。その絶対量が足りない原因は、統制を撤廃したということが基本的な原因になつておられるので、そういうことをいさら言つてみたつてしようがありませんが、しからばその絶対量を確保して行くことについて、輸入量の確保がまず根本だろうと思つたが、この輸入促進の対策について、本法よりもまずそのとらねなければならぬ。輸入促進の措置を講じなければならぬ。一体どういふふうな御措置をとつておられますか、それからお伺ひしたいと思つた。それで非常に輸入が停滞しておるということ、はいろいろ原因があるかと思つた。大きな声で言えないような事情もわれわれは聞いておりますが、今それら別として、そういう困難を排して政府には、本法がかりにもしつてきた場合に、並行して輸入促進をどうしてやるか、その見通し、いかげんなことではいけません、大体の見通しをひとつお伺ひしたい。そうしなれば、こんな法案をいくらつくつたと役に立たない。問題はそこにあるかと思つた。

○長谷川政府委員 お話のように飼料価格が高騰いたします直接的な原因が、飼料の絶対量の不足にあることはお話の通りだと考へます。特にその絶対量を確保するにつままして、裏

つけとなりまするの、何と申しましたも輸入飼料がその中心でありますので、この法律によりまして輸入の促進をはかるという事に考えられておるわけでありませう。この法律で政府が輸入された飼料を買い上げるという措置は、とりもなおさず輸入の最も具体的な促進策だと私達は考えておるのであります。御承知のように輸入業者の方、あるいは販売業者の信用力というふうなものから考えまして、現在の飼料の輸入はきわめて不円滑でありますので、こういう法律によりまして政府がこれを買上げるという裏づけがはつきりいたしますれば、輸入は計画通りに促進されるものであるというふうな考えがあるのであります。

○足鹿委員 どうも抽象的で、そういう御答弁では満足できませんが、しばらく関連してもう一つの飼料が高騰する原因というものは、いわゆる製粉業者なり飼料業者というものが、価格操作を上げるように上げるようにとやっている、そこに原因があると思う。この法律でもつて——これは私の想像ですが、何かの機会を聞いておるのであります。二十六万五千トン見当という、その程度のものをもつていわれるほんとうに製粉業者なり飼料業者の価格操作を押えて行く要素になりますか。私はそんなことではとでもだめだと思ふのですが、もしそういうことをやりますと、逆に今度輸入にしても商社に委託されている、政府自身がおやりになるわけじゃないでしょう。そうすれば、従来からの経緯から見ますと逆に輸入をチエックして内地価格を上げて行くような操作を今まではやっていたのだ。そういう裏々とかかかっている。

る。もしやるならば、たつた二十六万五千トンそこらの飼料でもつてこの操作を押えるというふうなことは、言うべくして無謀なことだと思ふ。さつきも話されたように、飼料需給安定法というふうないいかげんの名をつけたい方がよろしい、安定法がこういう内容であつては泣きますよ。そういう点はどうですか。

○長谷川政府委員 国内のふすまの値段が高騰をいたします原因は、結局は全体の飼料が不足をするということに大きな原因があると考えられるのであります。やはり全体の飼料を輸入するといふことがまず前提でなければならぬじゃないかというふうな考えがあるのであります。特に飼料につきまして、私が申し上げるまでもなく非常に時期的な価格の変動があるのであります。御承知のように夏場は下り目でありませうけれども、それが冬場になつて参りますと急に高騰をするというものが、従来のわれ／＼の経験したところでありませう。これを押えさせる一つの手段として、冬場に相当とまつた数量を放出するといふことができませんならば、これによつて冬場の飼料の価格を安定することができるとはならないかというふうな考慮のであります。その場合の数量といたしまして二十数万トンという数量は相当大きな効果を持つものだというふうな考慮をいたしてございませう。

○足鹿委員 これは長谷川さん實際問題ですが、今予定をしておられる二十六万五千トンというもののうち、ふすまは幾らか、四万トンか五万トンと聞いているのです。ところが製粉会社が独占しておるふすまは四十五、六万ト

ンもあるのです。飼料のほんとうの価格問題を決定するのはふすまです。四十五、六万トン持つておる業者に立ち向つて、四万トンや五万トンのふすまを操作しても、操作の目的は達成できないと私は思ふのです。もし今私が言つておることを肯定なさるならば——法案自体できることは、あるがなごにまざる程度でいいでしょうけれども、せつかくやるならば、いかに自由党の政権下であつても、安定法という名をつけるならば、それにふさわしい裏づけをなさらないと、法律の權威を失墜すると思ふます。また運用の面において必ず失敗すると思ふます。具体的な点でお答え願ひたい。

○長谷川政府委員 現在考えておる来年度の輸入ふすまの量は、お話のように五万トンであります。このほかにマニトパ、ファイブ十萬トン輸入を考へておるのであります。それから出ますふすま等につきまして適當なる操作をすることによつて、冬場における価格の高騰を抑止することができるといふふうな考慮次第であります。

○足鹿委員 これは見解の相違になるようであり、意見が多いのですが、お答えにならないければ、これ以上申し上げても時間を空費するだけです。多量に申し上げません。但し、そういうことでは残念ながら私も納得し、了解することはできません。第二の予算の裏づけですが、年間八十億というふうな尺開ししております。これは法律が示しておりますように、食糧特別会計の中で運用されると思ふのです。そこで大蔵省方面とも話合いがついておるだらうと思ふのです。

が、第七条の飼料の需給が逼迫して政府が売渡しを命ずる場合には、だれかが損しますね。それは政府がカバーするのである。本人はその損失を覚悟で、指示を受けた場合には売り渡して行くわけですか。その辺財政的な面から見てどうなんですか。

○長谷川政府委員 第七条で政府が相手方に指示します価格につきましては、政府が払い下げます原麦の値段と、その加工費、生産費というふうなものを見合ひして、ふすまの適當なる原価が生まれて来ると思ふます。その原価について相手方に指示するのでありますから、製粉業者に不當な損失を与えることはないというふうな考慮でおる次第であります。

○足鹿委員 そうでしようか。第七条に関連して、政府の手持ちの小麦からふすまを安く売る、こういう場合があると思ふます。そういう場合には、安く得るためには政府の小麦粉を高く売らなければバランスがとれません。政府が小麦を高く売るのである、どうするのですか。

ことにしたいというふうな考慮でおる次第であります。

○足鹿委員 そうしますと、それは明らかにかに二重価格を肯定になるのであります。運用の面においてはさうです。政府手持ちの小麦粉を高く売らなければふすまは安く売れない。だから食糧特別会計の独立採算の上からは、さうしなければバランスがとれない。市況とにらみ合せて適當にやり、赤字が出たならば一般会計から繰入れる。これは明らかに二重価格を肯定されたことであつて、まことに慶賀にたえません。それはけつこうです。幾ら赤字が出ても政府の方でおまかないになるならばけつこうですが、おそくはなかなかに参りますまい。長谷川さんのおつしやるように簡単なわけには参らないと思ふますが、食糧庁長官はさういふ点について御了解の上この立案に参画しておられますか、東畑さんいかがですか。

○東畑政府委員 えさのことは今言われた通りであります。私も小麦の輸入計画をいたしております。小麦の輸入計画からふすまが相当出まして、そのふすまと飼料の需給計画で輸入いたしますものを合せれば、年間大体需要をまかなえる、こういう前提で計画をいたしております。しかるがゆゑに、あとは食糧がふすまを算定いたしました原価を幾らにするかという問題に帰するわけでありませう。われ／＼は一応原価計算上ふすまの価格を予定いたしました。下下げをいたしておるのであります。時期的に食糧の下下げの少い場合におきまして、えさの値段が原価計算によるものよりも非常に高くなりまして御迷惑をかけているのであります。

す。それを押えすために従来、冬場原麦をたくさん出しますのは、小麦粉の需要がないものでありますから非常の需要がたつたのであります。今回この法案ができますと、ふすま自体を輸入して冬場に売ることができず、計画通りに入って参りますれば赤字が出ないで済むじやないかと考えます。ただ時期的にふすまが非常に逼迫した場台におきましては、政府手持ちのふすまを放出するとか、あるいは条件をつけることによつて価格操作をやらざるを得ないのではないかと。その間結果としてあるいは赤字が出るかもしれませんが、これは決算上の問題であり、当初から二重価格を予定して計画したわけではありませぬ。

○足鹿委員 食糧庁長官の御答弁のよき結果になるのだらうと思ひます。にもかくにも一般會計から御支出になつておられることをお認めになつたわけでありませぬ。

そこで第七條なり第五條の発動の問題ですが、飼料の需給の逼迫した場合、昭和二十七年の今日の場合、逼迫した情勢とお認めになりますか。逼迫した情勢というものは、具体的に判断の事例はどういう場合ですか。

○長谷川政府委員 現在飼料が逼迫した、従つて非常に騰貴した価格であるかどうかという判断は、いろいろ考えなければならぬ点もあつて、むかしの法律ができて参りますと、飼料需給安定審議会等におきまして、それらに対して、委員各位のいろいろ

の御意見あるいは資料等に基きまして、これを判断するということにならうかと思ふのであります。

○足鹿委員 しかし長谷川さん、その情勢判断ですよ。審議会がやることは、それはわかりません。その通りです。法律を運用して行くわけですから。しかし審議会というものは、非常勤で、あとで審議会についてもお尋ねしますが、しかも三十人からの者がおつて、この法律を運用して行く基準などには、若干意見を述べられるくらいのこと、あの運用なんというものはあなた方がすつかり手中に取めてしまふ。もうしたらやはり第五條なり第七條を発動して行く、いわゆる逼迫した時期とはいかん、飼料の売渡しの時期とはいかんというところの具体的な判断といふものは、あなたの方の出した資料に基いて審議会がある程度の判断を下すか、といつてもさう著しい差異といふものは私はないと思ふ。この法律を今われわれは審議しておりますが、少くともこの瞬間は逼迫した情勢ですか、逼迫した情勢と認められませんか。審議会を代表される必要はありませんから、長谷川さんの個人的な見解でよろしいから、ひとつ承りたい。

○長谷川政府委員 現在のふすまの市場価格は七百円ちよつと上まわつておるようでございます。食糧庁が小麦を払い下げますときに予定されておりました価格は、たしか米価審議会等に出された資料によりまして、五百九十円というところが出ておつたと思ふのでございます。従つて、その限りにおきましては相当高騰しておるといふことも言えるかと思ふのであります。が、一面、小麦の放出量がそのときに

予定しておつたものよりも非常に少ない現状でございますので、従つてその方からいたしまして、現在の七百円が適当であるかどうかという点につきましては、十分検討の余地があるものと考へます。夏場より非常にふすまの値は上るのであります。本年度は、現在のところ、夏場と冬場における値段の開きは、それに関する限りは例年のようには上つておらないといふような点も一つの判断の要素にならうかと考へるのであります。私たちはなるべく飼料価格が安いことを期待するものであります。現実の現在の価格は、高いあるいは安いということにつきましては、これはいろいろむづかしい問題もあつて、今すぐどうだといふことを申し上げるのは差控えたといふことを申し上げておきます。

○足鹿委員 あまり申し上げても明確な御答弁はいただけないうでございませぬ。もうあと二点伺ひして打切りたいと思ひます。

第三の問題は、輸入飼料売却の問題であります。ただいまの問題と関連しておるが、政府が輸入飼料を売却して行く場合に、何かひもをつけておられるようですか。この点はさつき金子さんも触れられた大事な点ですが、売つてしまつてからは、ひもがついておるかつかうだけども、そのひもは何も拘束するものでも何でもありませんし、飼料のいろいろな内幕を聞いてみるものが、かりにある法律の対象になつたからといつて、それを取締る権限もないでしようが、この点はもつとちやんとされぬと何ほども裏をかけます

よ。第一、実需者というものの範囲は一体何です。審議会できめたつて、畜産団体は二十四からあるやうですが、その中からどれを実需者団体としてひもをおつけになりますか。これはこの法律運用上の一番大事なところですよ。どういふ経路で、どういふふうにおちついて行くかという見定めがこの法律ではつかぬじやありませんか。実需者は農民ですよ、農民に確実に渡つたという証拠が何によつて証明つきませぬか、この法律では何もついておりませぬよ。

○長谷川政府委員 実需者につきまして、実需者が組織してあります農業協同組合を対象にいたしました。下り条件その他の条件を付するつもりでございます。

○足鹿委員 農業協同組合に限定をされますか。そうしますと、そういう払い下げの条件とやらいうものにつつきましては、かりにあなたがそれを肯定されても、そういう方針でおられても、別にこれは法律に規定したものでないし、政令あるいは省令によつてかりにきめられても、罰金で来る余地といふものはこれでは幾らでも出て来ます。一体その調整はどうなんでしょう。そうして、今かりに農業協同組合といふことを局長は仰せられたが、農業協同組合もたくさんあるが、現在どういふ農業協同組合をさしておつしやいませぬか。

○長谷川政府委員 お話のように非常にたくさんあるのであります。代表表的なものとして今考えられますものは、まず全購連、それから養鶏連、全畜連、全酪連等がおもなるものであらうと考へます。もつともまだそのほか

にも開拓連等もございませぬし、なお実需者と認められるものが必ずしも農業協同組合でない場合もあり得るかと思ひますが、これらは具体的に配給にあたりまして研究して参りたいと思ふ次第でございます。

○足鹿委員 協同組合の一例をおあげになりました点、その点まことに良心的でございませぬが、これは局長がお考へになつておられるには運営上なかなか困難があると思ひます。しかし実需者団体の範囲を協同組合といふふうにはつきり速記録にとどめられたことは確かにけつこうなことだと思ひます。

最後に審議会の構成及び運営。金子さんの質問とダブリます点を除きますが、これは大体農林大臣が任命されるというところになつておるやうでありませぬ。飼料の需給調整によつて利益を受けなければならぬ畜産関係なり、あるいはその他の農民団体なり農業団体から入れて行くことを、飼料の関係業者という言葉を説明をされました。けれども、私はそれは不適當であると思ふ。畜産団体を代表するものや、農民団体や農業団体の代表といふものは業者ではありませぬ。飼料関係の業者ではありませぬ。これはあくまでも実需者です。そういう法律の解釈は間違つておるやうな印象を受けます。審議会のメンバーといふものはもつとはつきりと急傾斜地帯や、その他の特殊立法の審議の過程から見ましても、選出の基準を明らかにしまして、そして構成のメンバーをはつきりしておつて、何ゆゑにこれだけ三十人からの龐大な委員を、しかも関係行政機関の職員のうちからとい

七

のは、一方においては審議権を持ち、一方においては行政権でどん／＼やつて行くことになつて、それでなくとも政令や省令の委任事項が多いという事になりますと、この法律の運営は未熟らしい結果が起きないと保証できますか。この審議会というものは、この運営の中核になるならば、行政機関の官吏は入れなくても、官吏は幹事でよろしい、もつと権威のある審議会をつくるのがほんとうじやないですか。半分近くも官吏を入れて、審議会をリードしておいて、そうして今度一方においては、行政面で自分が運営する、そんな物騒なはいけない。私はこの審議会はもう少し慎重にお考えになることが必要だと思ひますが、その点はどうですか。

○長谷川政府委員 お話の農業団体の代表者等に関しましては、もし飼料の關係業者という中に含まれますことが適当でないものにつぎましては、「飼料に關し識経験のある者」という範圍で考えられると思ひます。また關係行政機関と申しますものは、食糧庁長官なり、あるいは畜産局長等、この委員会でござりました事項を責任を持ちまして施行いたします關係行政機関を、この委員の中に入れておくことを適当と考へられたからであると思ひます。

○足鹿委員 最後に私は、この審議会の問題についてもう一点申し上げて、質問を打切ることにはいたしません。時間ばかり長くとも恐縮でありますから。ただ問題は、この審議会というものの構成と運営というものが、この法律の結局実権を握ることになる。ところが先刻私が指摘しましたように、この審議会というものは、まづたくの非

常勤である。他の農業關係の特殊立法を見ましても、専門委員を置き、あるいは特殊の事務局を持ち、あるいは国会からこれに入るといふふうには、相當審議会というものは権威を持つておる。ところが、これはまづたくの諮問機関であつて、いわゆる農林大臣を拘束する力もない。しかし實際上はこの審議会は、この法律の運用の重点をきめ、そして運営のすべての中心に立つものであるが、私は少くともこの審議会の内容というものは、この法律運用の中心になるという点をもつと明らかにして、でき得るならば、「諮問に依る」という程度ではなくして、農林大臣の諮問にも答へますが、少くとも飼料行政の基本については、第三項に、「隨時意見を述べることができるといふようなことで、ほかしてありますけれども、議決を経てとか、あるいはもつ少しこの審議会というものが権威を持つような内容にならないと、非常に問題が今後に残つて来ますし、官僚的な色彩が強い。審議会というものを民主的なものにして、実需者団体の代表者を入れる範圍を明確にして行くべきであると思ひますが、どこまでもこの原案を固執せられますか。その点最後にお伺ひしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小笠原(八)委員 これはよくあなたも御承知の通りに、どうせなければならぬので、首をひねつてこままで来たんだから、とにかくこれをまとめるということに骨折つてもらいたいんです。この飼料問題の解決は、どうしたつて食糧問題の解決に重大な問題であることは、御承知の通りなんです。これがどうも飼料によつて牛肉が上り下

りがあつて、常に生活を脅かすようなことでは困る、これを安定させなくては困るという事は、御承知の通りです。従つて大きく言えば、農地問題に關連して、作付反別から飼料作物に何反歩とらなければならぬけれども、農林省はまだそこまで進んでない。しかしながら、一方で飼料問題でいろいろた／＼やつているのだから、特にこの輸入麦類の問題については、どうも製粉業者にわがままされて、その都度脅かされておることは承知しておるのだから、それをいかに調整をとるかということの結論としてここに至つたので、この案を出して固執するといふより、これよりもつとよい案があれば、改めることに躊躇しない。それで一生懸命かかつておるのだから、とにかくこれを小委員会に委託してもらつて、明日あなたも出てもらつて、みんな急いで小委員会でもとめようじやないですか。そうして妥協する点は妥協しようし、いよ／＼できなければ、ないよりいいのだから、これで通そうということでは折れ合おうじやありませんか。いかがでしょうか。

○山本(幸)委員 足鹿君からの質問で私の質問しようと思ふ点は大体尽きたわけですが、ちよつと二、三質問したいと思ひます。第七条ですが、先ほど長谷川さんの説明によりますと、主として輸入食糧を中心にするのだ、従つてこれは例外の規定である、しかもこの適用はめつたにしないといふような印象を受けたのです。ところが実際先ほどからお話を伺つておられますと、輸入飼料については非常に自信がないようなお説だと思ふのですが、この例外規定をちよい

ちよい例外以上に扱われるようなことになつておられるのではないかと限らぬと思ふ。その際にこれを適用せられて、なるほど価格指定及び譲渡指定をここで規定しておられるけれども、実際は先ほどもお説のあつたように、夏場、冬場によつて、時期的な關係で操作がされて価格騰貴をしておるわけですか。一面において輸入飼料が自信がない、他面において、そういう価格操作ができておるのだといふときにおいて、価格指定あるいは譲渡指定をされたつて、裏でよけい金をつつて、事実上実需者が価格が高つくつとつておるのですが、そういう場合にあなたはどういう処置をとられるかということをお伺ひしたいと思います。

○長谷川政府委員 この法案が成立いたしますれば、輸入飼料につぎましては、的確な裏づけができますので、輸入計画が実現できるものだというふうな期待いたしておる次第であります。○山本(幸)委員 もう一つお尋ねしますが、第五条の二項に、原則としては一般競争入札をさせておられるわけですが、けれども、但書に、政令で特別に定められた場合には指名競争契約または隨意契約ということになつておるわけですか。ところが私も今までいろいろお聞きするとおると、こうした問題は隨契約が多いと聞いたのですが、今までこれらについてどういふような考へ方を持つておられるか、それをちよつとお尋ねしておきたいと思ひます。

○長谷川政府委員 隨意契約によります場合は、競争入札で売りますことによりましては価格の高騰を抑止することができない、あるいは時期を失する

とかいふような場合に隨意契約によるのでありまして、現実の問題といたしまして、どちらが多くなるかという点につきましては、現実の事態によつてきまると思ふのでありますが、考へ方としますれば、原則は入札の方法によつてやるということになる次第であります。

○山本(幸)委員 私先ほど小笠原さんが非常に答弁にあらざるうまい答弁をされたので、感心しておるわけですが、こんな半端な法律ではだめだ。諸君お持ちなら出してみろとおつしやつたのですが、われ／＼はこんな半端な法律では、はたしてあなた方が期待せられておるような飼料の安定ができるかどうか、この際ひとつその確信をお聞きしたいと思います。

○長谷川政府委員 この法案ができませんことによりまして、輸入飼料の確保が計画通りに実現をいたすものだというふうな考へておるのであります。が、もちろん飼料対策といたしましては、流通対策だけではありませんで、自給飼料の面につきましてもせつかく努力をいたしまして、全体の飼料が安定をいたしますように、努力をいたしたいと思ふ次第でございます。○芳賀委員 提案者にちよつとお尋ねしますが、会期切迫の折から、こつちうおそまつではあるけれども、一応の安定のために出すのだというお話が当初ありましたが、この安定法の最もねらつておられるところは、これは全国の畜産農民それから養鶏業者等は、一日も早くこの飼料が国内においてしかも價格的にも安定して供給されることを切実に希望しておるわけでありまして、



この法案の持つねらいは、基本的な考  
えというものは需給調整に目標を置く  
のか、それとも価格調整に重きを置く  
のか、そういう点についてお伺いした  
と思います。

○寺島委員 だいたい御指摘になりま  
した両方について安定をさせたいとい  
うのが法案のねらいでござります。

○芳賀委員 そういうことは当然のね  
らいであると思いますが、そういう場  
合において、国内の飼料はこれを例外  
的にして、輸入飼料だけに一つ  
の規制を置くかどうか、その目的  
が十分果されるかどうか、この程度の  
調整をすることによって、どの程度現  
在よりも需給と価格の面において安定  
ができるかということを、具体的に説  
明願いたい。

○小笠原(八)委員 具体的にとおつし  
やつたけれども、数字的にはどうこう  
ということはこの中で申されませんが、  
とにかく従来のような——今長谷川君  
その他の方々より御説明があつた通  
り、時期によつていろいろな数量の関  
係で値段のこぼこがあつた。これを  
今度この法律によつて飼料そのものを  
輸入して、そのこぼこのないように  
しようというねらいが一つ、輸入関係  
においても少し欠陥があつた場合、いざ  
という場合には農林大臣は国内の問題  
にまで及ぼすことができるというよう  
に操作をしようというのです。でき  
るだけまずほんとうの安定するところ  
に行くのだという見通しであるのであ  
りますから、これほどのよい見通しはな  
いと信じておるわけでありませぬ。

○芳賀委員 なおお尋ねいたします  
が、提案者のお考えは、麦の統制撤廃  
をしたあとでまた飼料を統制するとい

うようなことは、いろいろ面子の関係  
もあつて、そういう打出しはできない  
と思ひますが、そういうことで安定と  
いう言葉を書いて出されたと思ひます  
が、これはやはり一つの物の需給調整  
あるいは価格調整を規制するという点  
から考えた場合に、一つの微温的な統  
制であるというふうに解釈してさしつ  
かえありませんか。

○小笠原(八)委員 それは統制と解釈  
してよいというものでありませんで、  
絶対統制ではありません。従つて一部  
においてこの飼料価格の安定するの  
目的であるということに御解釈を願  
いたいと思ひます。

○芳賀委員 非常に御名論であります  
が、この法案は輸入飼料だけに重点を  
置いているわけですが、その輸入飼料  
をこの法律案の中で規制することによ  
つて、間接的に国内の飼料の価格調整  
がとれる、間接的な統制であるとい  
ふように私は受取つておるわけですが、  
それでさしつかえないですか。

○小笠原(八)委員 統制でも何でもあ  
りませぬ。輸入においてちやんと飼料  
の方の安定ができればそれでけつこ  
う、それではつきりしております。い  
ざできない場合に、そこに及ぼすこと  
ができるということによつて、まずも  
つて飼料の安定をしようというのが目  
的でありませぬ。

○芳賀委員 だん／＼わからなくなつ  
て来ましたが、ただ問題は、いやしくも  
法律案を出す以上は、これによつて受  
益するところの畜産者、畜産農民、養  
鶏業者、そういう人たちの立場に立  
つてものを考えた法律案でなければ、い  
かに名前だけが安定法であつても安定  
しないということなんです。この法律

案によると、非常に飼料業者と妥協し  
て、しかも大きな妥協をして、幾分は  
実需者に対しても恩恵が及ぶようなこ  
とにはなつていますが、こういうこと  
はきびしく批判しなければならぬと思  
うわけなんです。そういう点について  
は第六條にも、審議会の構成の中にも  
正直にそういう面が出ておるわけであ  
りますが、少くともそういう実需者の  
立場に立つて、しかも議員立法の形  
で出される場合には、あくまでもその人  
たちの切実な利益を守るといふ立場に  
立つて、この法律案が一貫した、いわ  
ゆる筋の通つたものでなければならぬ  
というふうに考へておられますが、そ  
ういふ点にぜひいふ反省の余地はある  
と思ひますが、それは先ほど提案者も言  
われたように、まだこれよりよい案が  
あれば、それと同調してやつて行きた  
いというところは、正直な反省である  
といふふうに考へてさしつかえありませ  
んか。

○小笠原(八)委員 いかなる提案者と  
いえども、より以上の法案が出れば、  
それに同調するということほどなたも  
同じ考へだと思つております。しか  
しながらこの問題については、私らは  
これが最も完全なる法案と心得て出  
したのであります。今のところこれが一  
番よいと思つて出しております。

○野原委員長代理 この際本案の取扱  
いについてお諮りいたします。本案を  
一応畜産に関する小委員会において審  
査せしめることにいたしたいと思ひま  
すが、御異議ありませんか。

○野原委員長代理 御異議なしと認  
め、さうに決しました。

本日これをもちて散会いたしま

す。次会は公報をもつてお知らせいた  
します。  
午後四時十九分散会

昭和二十八年一月十三日印刷

昭和二十八年一月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局